

拜啓閣下今般憲政本黨總理市辭
退之趣新聞紙上ニテ承知仕其何故ニ
脚辭退相成リレヤ詳悉ヲ知ルコト能ハサレ
トモ蓋シ閣下ノ理想カ今日ノ倍政客ノ意
見ト相容レサル所アリシカ為メナリト想像
セハ當ラスト雖モ遠カラスト存候
小生ハ不幸ニシテ此迄数次閣下ノ政治上ノ
意見ヲ異ニシタルニ不拘閣下ノ高風勁節
ニ大ニ欽慕スル所ニ候今閣下ノ總理市辭
退ノ事ヲ聴クニ及ンテ憲政本黨ノ為メニハ
之ヲ惜シムト雖モ閣下ノ為メニハ決シテ之ヲ惜
シマサルナリ今日ノ俗政客ニ容レラレテ其首領
ト仰カル様ニテハ其人物可知耳今閣下
カ政黨總理市辭退ヲ見テ始メテ閣下カ
人物ノ超俗タルコトヲ知ルナリ即チ小生ハ閣
下ノ為メニ之ヲ賀シ閣下ノ為メニ之ヲ祝ス
雖然小生ハ閣下カ山野ニ隱遯セララルコトヲ
決シテ望マサルナリ世ニ用ヒラレストテ隱遯ス
ルハ毛唐人ノ行為ニシテ文明的人間ノ為ス
ヘキ所ニ非サルコトハ閣下ノ知ル所ナリ願ク
ハ益言論ノ武器ニ依テ一層脚奮闘ヲ
繼續セラレンコトヲ冀望仕候妄言多罪
頓首

森法律事務所用紙

明治四十年一月二十一日 森作太郎

大隈伯閣下

森法律事務所用紙

東京早稻田

爵大隈重信殿
閣下



明治四十年 壹月 廿壹日

大阪市西區江戸堀北通
壹丁目貳拾九番屋敷

森作太郎